

飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項

(注意喚起！！)

新型コロナウイルス感染拡大防止のために設置しているビニールカーテンについて

現在、新型コロナウイルス感染防止対策措置のため、コンビニや各受付窓口にビニールカーテンを設置している事業所が多く見受けられます。

こうしたビニールカーテンは、素材や設置の仕方によっては、万一の火事の際に被害を拡大してしまう恐れがあります。これから設置される方や、すでに設置している方も以下の留意事項に十分留意して、感染防止に努めて下さい。



- 1 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となる物の近くに原則設置しない
ただし、これらの近くに設置する場合は、
※燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること
- 2 薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと
- 3 スプリンクラー設備の散水障害が生じない位置に設置するとともに、
自動火災報知設備の感知器の未警戒部分が生じないようにすること
- 4 避難障害とならないよう設置すること



※燃えにくい素材とは？

ポリ塩化ビニール製やポリカーボネート製
防災製品等が燃えにくい！！



不明な点は消防署に連絡を！



問合せ先

〒811-3131 古賀市今在家167-1
粕屋北部消防本部 予防課
(TEL) 092-944-0021